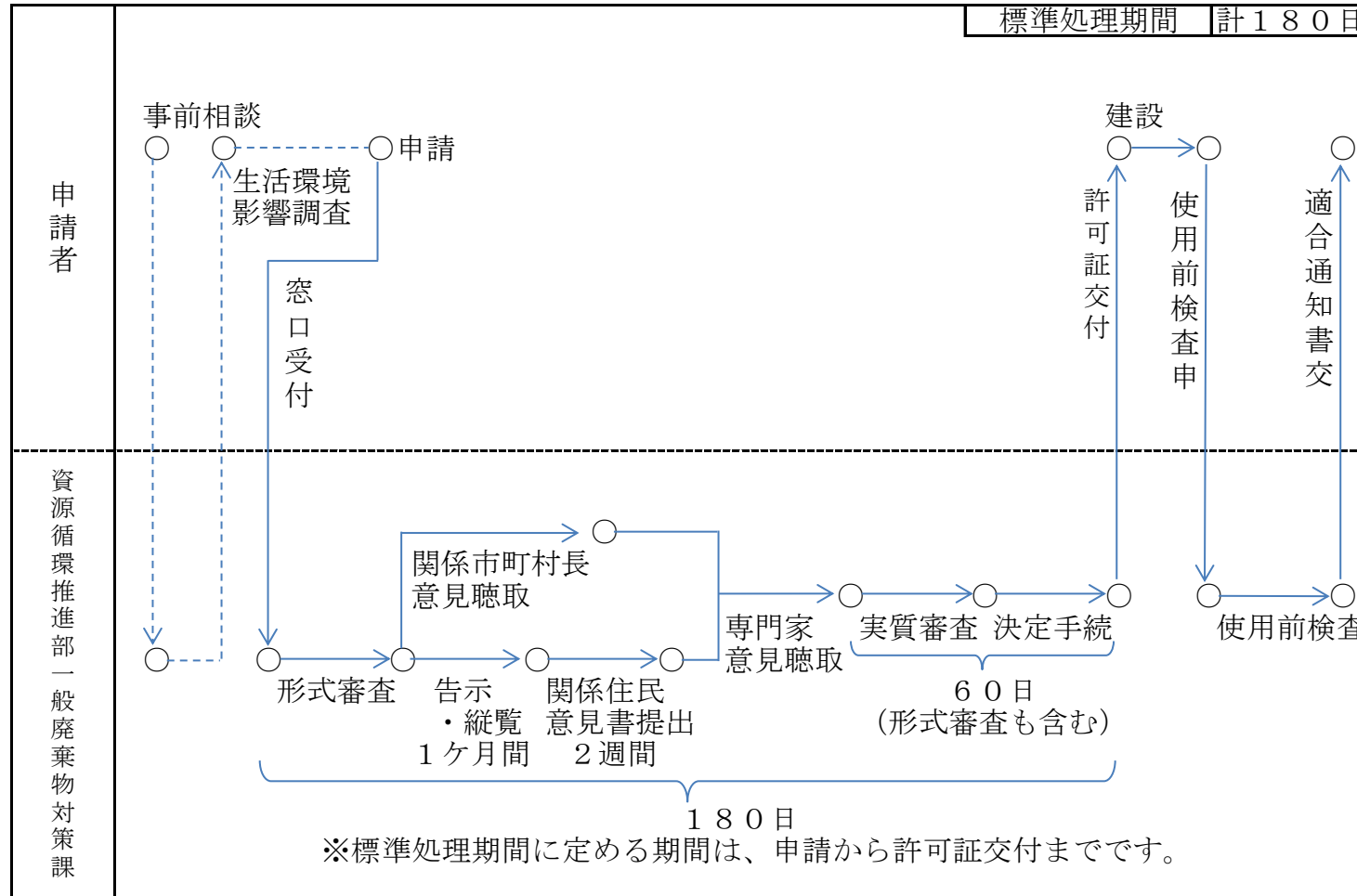


事務処理フロー図

作成部署 環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課施設審査担当 電話 42-842

事務名 一般廃棄物処理施設の設置許可（焼却施設・最終処分場）

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

| 番号 | 項目 | 説明 |
|----|------------|---|
| 1 | 形式審査 | 提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。 |
| 2 | 関係市町村長意見聴取 | 生活環境保全上関係のある市町村長から意見を聞きます。 |
| 3 | 告示・縦覧 | 許可申請書及び生活環境影響調査書を定められた場所において、一定期間公開します。 |
| 4 | 関係住民意見書提出 | 利害関係のある方は、意見書を提出することができます。 |
| 5 | 専門家意見聴取 | 生活環境の保全について、専門的知識を有する方から意見を聞きます。 |
| 6 | 実質審査 | 申請書の内容について審査基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に適合するか審査します。 |
| 7 | 決定手続 | 許可の諾否について、資源循環推進部長が決定します。 |
| 8 | 許可証交付 | 申請者に許可証を交付します。 |
| 9 | 使用前検査申請 | 建設した施設が、基準に適合しているかどうかの検査を（申請者が）受けるための申請です。 |
| 10 | 適合通知書交付 | 使用前検査を行った結果、建設した施設が基準に適合している場合、申請者に通知書を交付します。 |